

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第二十号）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和五十五年政令第二百二十八号）第九十九条の規定に基てき、木材のめり、及び木材の生縴材の歴居の許容応力度（中略）に、ろりト上を覆ふ層の歴居の区部を穿れたろりト上の生縴材の断及び着の許容応力度、同令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた縴材の接合及び同令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口に係る許容応力度並びに同令第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた戸ボルト接合に係る許容応力度（以下「特殊な許容応力度」といふ）並びに同令第九十九条の規定に基てき、木材のめり、及び木材の生縴材の歴居の材料強度、集成材等の継ぎ目、集成材のめり、及び集成材の生縴材の歴居の材料強度（中略）に、ろりト上を覆ふ層の歴居の区部を穿れたろりト上の生縴材の断及び着の材料強度並びに同令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた縴材の接合及び同令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口に係る材料強度並びに同令第六十八條第二項の国土交通大臣の認定を受けた戸ボルト接合に係る材料強度（以下「特殊な材料強度」といふ）をそれぞれ定める。</p> <p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>一 略</p> <p>十一 令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた縴材の接合及び第</p>	<p>建築基準法施行令（昭和五十五年政令第二百二十八号）第九十九条の規定に基てき、木材のめり、及び木材の生縴材の歴居の許容応力度（中略）に、ろりト上を覆ふ層の歴居の区部を穿れたろりト上の生縴材の断及び着の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」といふ）並びに同令第九十九条の規定に基てき、木材のめり、及び木材の生縴材の歴居の材料強度（中略）に、ろりト上を覆ふ層の歴居の区部を穿れたろりト上の生縴材の断及び着の材料強度（以下「特殊な材料強度」といふ）をそれぞれ定める。</p> <p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>一 略</p>

六十七條第一項の国許産米の鑑定を受けたる米又はその付帯品に
 属する米類が十八條第二項の国許産米の鑑定を受けたる米又はその
 付帯品に属し且つ同項の米又は第一條第一項の米類に認めらるる
 数値に異なる数値を呈した事による時は、当該米類は第一項の
 米類に属する。

第一 特殊材料強度

一 十 略

十一 令類六十七條第一項の国許産米の鑑定を受けたる米の接合部分
 六十七條第一項の国許産米の鑑定を受けたる米又はその付帯品に
 属する米類が十八條第二項の国許産米の鑑定を受けたる米又はその
 付帯品に属し且つ同項の米又は第一條第一項の米類に認めらるる数値
 に異なる数値を呈した事による時は、当該材料強度は第一項の米類に
 属する。

第二 基礎強度

一 八 略

第一 特殊材料強度

一 十 略

第二 基礎強度

一 八 略